

## 死亡後に行う手続きを生前に依頼する方法について

相続が発生すると下図の通り多くの手続きが必要になります。一人暮らしの方や、お子さま・お孫さま、ご親戚の方などに負担をかけたくない方は、これらを誰にしてもらうのか、事前の対策が必要です。ご自身の状態によっては「①見守り契約」「②財産管理等委任契約」「③任意後見契約」なども検討する必要があります。また、相続発生後を検討するにあたっては「④死後事務委任契約」を締結する方法があり、財産の処分等に有効な方法の一つとして「遺言信託」があります。

対策のイメージ	元気	身体が不自由	判断能力が不十分	相続発生後
	①見守り契約	②財産管理等委任契約	③任意後見契約	④死後事務委任契約
本人	生活状況・健康状態			
住まい・不動産		財産管理	財産管理	不動産 賃貸住宅(居住)の終了 老人ホーム(居住)の終了
動産				家財
金融機関				銀行・証券会社・保険会社
行政官庁等				死亡届
公共サービス等				年金・健康保険・介護保険・固定資産税
生活関係		生活・療養看護	生活・療養看護	電気・ガス・水道・電話・NHK
医療費・入院費				クレジットカード・携帯電話
諸連絡				家賃(賃貸住宅に居住) 管理費(マンション等に居住)
葬儀				医療費
				親族等
				火葬・通夜・告別式・納骨・埋葬

- ①見守り契約 …… 任意後見が始まるまでの間に、支援する人が定期的に面談等によって、本人の生活状況・健康状態を確認することにより、任意後見のスタート時期を判断するための契約。
- ②財産管理等委任契約 …… 判断能力はあるが身体が不自由など、預貯金等の手続きが困難になった場合、支援してもらう人に本人の財産管理や生活・療養看護に関する事務の代理権を与える契約。
- ③任意後見契約 …… 判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合、自ら選んだ支援してもらう人(任意後見人)に、本人の財産管理や生活・療養看護に関する事務の代理権を与える契約。
- ④死後事務委任契約 …… 本人が第三者に、相続発生後の諸手続きや葬儀・納骨・埋葬に関する事務(死後事務)を委任し、その事務について代理権を与える契約。

### 相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

